

日医発第203号(介護)
令和4年4月13日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
江澤和彦
(公印省略)

「介護保険施設等の指導監督について（通知）」等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督につきましては、これまで「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号）を参考にしていただいてきたところです。

今般、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における意見等を踏まえ、実地指導における標準化・効率化に資する取り組み等が推進されるよう、厚生労働省より「介護保険施設等指導指針」と「介護保険施設等監査指針」が新たに定められました。主な改正内容といたしましては、これまでの「実地指導」の名称を「運営指導」に変更するほか、オンライン会議システム等を組み合わせた活用が可能になり、指導内容と指導頻度が明記されました。

なお、本通知の発出をもって、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発1023001号）と「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日老指発0529第1号）は廃止されます。

また、上記の発出通知における新たな指針に基づいて、標準的な実施方法として作成された「介護保険施設等運営指導マニュアル」が示されました。本マニュアルの内容につきましては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

さらに、今般の改正に付随して、老人福祉施設に対する指導監査について定めた通知「老人福祉施設に係る指導監査について」（令和3年11月15日老発第1115第4号）と、市町村が行う地域密着型サービス等の指定や指導監督等の事務について定めている「市町村指導実施指針」（平成27年3月10日老発0310第2号）が一部改正されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 介護保険最新情報 Vol.1061
- 介護保険施設等の指導監督について（通知）
(令4.3.31 老発0331第6号 厚生労働省老健局長通知)

○ 介護保険最新情報 Vol. 1062

介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）

（令4.3.31 老発0331第7号 厚生労働省老健局長通知）

※「介護保険施設等運営指導マニュアル」の添付省略

〔 厚生労働省ホームページ「介護保険最新情報掲載ページ」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi _kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html 〕

○ 介護保険最新情報 Vol. 1063

「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について（通知）

（令4.3.31 老発0331第8号 厚生労働省老健局長通知）

○ 介護保険最新情報 Vol. 1064

「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」の一部改正について

（令4.3.31 老発0331第9号 厚生労働省老健局長通知）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課介護保険指導室

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

介護保険施設等の指導監督について（通知）
の送付について

計42枚（本紙を除く）

Vol.1061

令和4年3月31日

厚 生 労 働 省 老 健 局

総務課介護保険指導室

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3957、3958)
FAX : 03-3592-1281

老発0331第6号
令和4年3月31日

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護保険施設等の指導監督について（通知）

介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号当職通知）を参考に当たっていただくようお願いしてきたところです。

今般、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における意見等を踏まえ、実地指導における標準化・効率化に資する取り組み等を推進する観点から、新たに、別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」を定めたのでお知らせします。

なお、今後の指導監督に当たっては、本指針の趣旨を踏まえ、実施していただきますようお願いいたします。

つきましては、介護保険施設等の指導監督について（平成18年10月23日付け老発1023001号当職通知）及び介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について（令和元年5月29日付け老指発0529第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）は、本通知の発出をもって廃止します。

介護保険施設等指導指針**第1 目的**

この指導指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス担当者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導、及び厚生労働大臣又は都道府県知事が法第24条若しくは平成18年旧介護保険法第24条の規定による居宅サービス等を行った者又はこれを使用者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス担当者等及び居宅サービス実施者等（以下「介護保険施設等」という。）の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、介護保険施設等に対し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11月厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）、「指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）、「指定地

域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第20号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成27年厚生労働省告示第93号）等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することを方針とする。

第3 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、都道府県知事又は市町村長が主体となり、指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

2 運営指導

（1）運営指導の形態

運営指導は次のア～ウの内容について、原則、実地に行う。また、都道府県知事又は市町村長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣及び都道府県知事若しくは市町村長、又は都道府県知事及び市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）が合同で行うものを「合同指導」とする。

なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(2) 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。

(3) 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記（1）ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については別に定める。

また、運営指導（上記（1）ア及びイに限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

第4 指導対象

指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、都道府県知事又は市町村長が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。なお、都道府県知事又は市町村長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう都道府県知事又は市町村長が、介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

(3) 都道府県知事及び市町村長の連携

都道府県知事及び市町村長は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 実施通知

都道府県知事及び市町村長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

(2) 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、都道府県又は市町村が合同で実施することを検討する。

また、都道府県知事又は市町村長が集団指導を実施する場合、その内容について都道府県管内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

2 運営指導

(1) 実施通知

都道府県知事及び市町村長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- ① 運営指導の根拠規定及び目的
- ② 運営指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- ⑤ 準備すべき書類等
- ⑥ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

(2) 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(3) 運営指導の留意点

ア 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

イ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

ウ 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、自治体の担当部門間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことの一層推進する。

エ 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、自治体が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

オ 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

カ 事務受託法人等の活用

実施体制等により単独での実施が困難な場合や第3の2（2）で規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、法第24条の2第1項第1号に規定する指定市町村事務受託法人及び法第24条の3第1項第1号に規定する指定都道府県事務受託法人の活用や地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7に規定する機関等の共同設置を行うなど、複数の市町村と合同で実施すること等について検討すること。

（4）指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

（5）報告書の提出

都道府県知事又は市町村長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- 1 都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 2 介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

第7 指導にあたっての留意点

指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。

- 1 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
- 2 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- 3 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主觀に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- 4 運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- 5 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

介護保険施設等監査指針

第1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、介護保険施設等（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する旧指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「旧指定介護予防サービス

事業者等」という。)、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。)及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定介護予防支援事業者等」という。))、に対して行う介護給付又は予防給付(以下「介護給付等」という。)に係るサービス(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、都道府県知事及び市町村長が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。)、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において、都道府県又は市町村が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「立入検査等」という。)を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる介護保険施設等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センターへ寄せられる苦情
- (4) 連合会・保険者からの通報情報

- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 運営指導における情報

法第23条により指導を行った市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

第4 監査方法等

1 指定又は許可の権限がある介護保険施設等に対する監査

(1) 実施通知

都道府県知事又は市町村長は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第23条及び法第24条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- ⑤ 必要な書類等
- ⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 情報提供等

都道府県知事又は市町村長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

2 指定権限等が都道府県にある介護保険施設等に対する市町村による監査

(1) 実施通知

上記1の(1)に準ずる。

(2) 情報提供等

市町村長は、指定又は許可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「都道府県指定サービス事業者」という。）について、監査を行う場合、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。なお、都道府県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

(3) 都道府県への通知

市町村長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知する。なお、都道府県と市町村が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

都道府県知事は、当該通知があったときは、すみやかに、当該都道府県指定サービス事業者に対して監査を実施し、3に定める措置をとるものとする。

3 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、都道府県知事又は市町村長は法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関する事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(4) 設備の使用制限等

都道府県知事は、法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

都道府県知事は、法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当である

と認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

都道府県知事は、法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(7) 許可の取消し等

都道府県知事は、法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

(8) その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記（1）～（7）に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記（1）～（7）に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

4 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

5 経済上の措置

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

都道府県知事又は市町村長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに關係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記（1）の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該

返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第5 監査にあたっての留意事項

1 都道府県内の連携等

市町村長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し第4の3「行政上の措置」を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行うものとし、情報提供を受けた都道府県知事は、当該市町村長に対し必要に応じ助言を行う。

2 厚生労働省への報告

都道府県又は市町村は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

介護保険施設等の指導監督について（通知） 新旧対照表

新	旧
<u>老発0331第6号</u> <u>令和4年3月31日</u>	<u>老発第1023001号</u> <u>平成18年10月23日</u>
都道府県知事 各 殿 市（区）町村長	都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特別区区長
厚生労働省老健局長 （公印省略）	厚生労働省老健局長
介護保険施設等の指導監督について（通知）	介護保険施設等の指導監督について（通知）
<p>介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督については、「<u>介護保険施設等の指導監督について</u>」（平成18年10月23日老発第1023001号当職通知）を参考に当たっていただくようお願いしてきたところです。</p> <p>今般、社会保障審議会介護保険部会「<u>介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会</u>」における意見等を踏まえ、実地指導における標準化・効率化に資する取り組み等を推進する観点から、新たに、別添1「<u>介護保険施設等指導指針</u>」及び別添2「<u>介護保険施設等監査指針</u>」を参考に指導監督に当たられようお願いしたい。</p> <p>また、本通知による指導監督の実施に関しては、関係する自治体間並びに保健・医療・福祉関係部局などの関係部局、関係機関とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。</p> <p>なお、平成12年5月12日老発第479号「<u>介護保険施設等の指導監査について</u>」は廃止する。</p>	

新	旧
<p><u>いただきますようお願ひいたします。</u></p> <p><u>つきましては、介護保険施設等の指導監督について（平成 18 年 10 月 23 日付け老発 1023001 号当職通知）及び介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について（令和元年 5 月 29 日付け老指発 0529 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）は、本通知の発出をもって廃止します。</u></p>	

別添1 介護保険施設等指導指針 新旧対照表

新	旧
<p>第1 目的</p> <p>この指導指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス担当者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書<u>その他の物件の提出</u>若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導、及び厚生労働大臣又は都道府県知事が法第24条若しくは平成18年旧介護保険法第24条の規定による居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付</p>	<p>第1 目的</p> <p>この指導指針は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書の提出など及び厚生労働大臣又は都道府県知事が法第24条若しくは平成18年旧介護保険法第24条の規定による質問などを及びそれに基づく措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下</p>

新	旧
<p>等」という。)に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス担当者等及び居宅サービス実施者等(以下「介護保険施設等」という。)の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。</p>	<p>「介護給付等対象サービス」という。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。</p>
<h2>第2 指導方針</h2> <p>指導は、介護保険施設等に対し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11月厚生省令第39号)、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号)、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成30年厚生労働省令第5号)、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効</p>	<h2>第2 指導方針</h2> <p>指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介</p>

新	旧
<p>力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第41号)、「指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示</p>	<p>「<u>護療養型医療施設</u>」という。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設</u>の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、<u>指定介護予防サービス事業者</u>若しくは当該指定に係る事業所の従業者、<u>指定地域密着型介護予防サービス事業者</u>若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び<u>指定介護予防支援事業者</u>若しくは当該指定に係る事業所の従業者(以下「<u>サービス事業者等</u>」といふ。)に対し「<u>指定居宅サービス等</u>の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「<u>指定居宅介護支援等</u>の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)、「<u>指定介護老人福祉施設</u>の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11月厚生省令第39号)、「<u>介護老人保健施設</u>の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号)、「<u>介護医療院</u>の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成30年厚生労働省令第5号)、「<u>健康保険法等</u>の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第41号)、「<u>指定地域密着型介護サービス</u>の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)、「<u>指定介護予防サービス等</u>の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)、「<u>指定地域密着型介護予防</u></p>

新	旧
<p>第128号)、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第129号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成27年厚生労働省告示第93号)等<u>(以下「基準等」という。)</u>に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。</p>	<p>サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第129号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成27年厚生労働省告示第93号)等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。</p>
第3 指導形態等	第3 指導形態等

新	旧
<p>指導の形態は、次のとおりとする。</p> <p>1 集団指導</p> <p>集団指導は、都道府県<u>知事</u>又は市町村長が<u>主体となり</u>、<u>指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等</u>に対し、<u>介護給付等対象サービスの取扱い</u>、<u>介護報酬請求の内容、制度改正内容</u>及び<u>高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等</u>に基づく指導内容について、<u>年1回以上</u>、<u>一定の場所に集めて講習等の方法により行う</u>。<u>なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。</u></p> <p>2 運営指導</p> <p>(1) 運営指導の形態</p> <p>運営指導は次のア～ウの内容について、原則、実地に行う。また、都道府県知事又は市町村長が単独で行うもの<u>「一般指導」</u>とし、厚生労働大臣及び都道府県知事若しくは市町村長、又は都道府県知事及び市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）が合同で行うものを「合同指導」とする。なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。</p> <p>ア 介護サービスの実施状況指導</p> <p>個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導</p> <p>イ 最低基準等運営体制指導</p>	<p>指導の形態は、次のとおりとする。</p> <p>1 集団指導</p> <p>集団指導は、都道府県又は市町村が指定、<u>許可の権限を持つサービス事業者等</u>に対し<u>必要な指導の内容に応じ</u>、<u>一定の場所に集めて講習等の方法により行う</u>。</p> <p><u>都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の保険者に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。</u></p> <p><u>また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。</u></p> <p>2 実地指導</p> <p>実地指導は、厚生労働省、都道府県又は市町村が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。</p> <p>(1) 都道府県又は市町村が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）</p>

新	旧
<p><u>基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）</u></p> <p><u>ウ 報酬請求指導</u></p> <p><u>加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導</u></p> <p><u>(2) 実施頻度</u></p> <p><u>運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。</u></p> <p><u>(3) 運営指導の内容</u></p> <p><u>運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に關し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記（1）ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については別に定める。</u></p> <p><u>また、運営指導（上記（1）ア及びイに限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を</u></p>	<p><u>(2) 厚生労働省及び都道府県若しくは市町村、又は都道府県及び市町村（指定都市及び中核市を除く。）が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。</u></p> <p>第4 指導対象</p> <p>指導は全ての<u>介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。</u></p> <p>(1) <u>集団指導の対象</u></p> <p>集団指導は、<u>都道府県知事又は市町村長が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。なお、都道府県知事又は市町村長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。</u></p> <p>(2) <u>運営指導の対象</u></p> <p>ア 一般指導</p> <p><u>一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう都道府県知事又は市町村長が、介護保険施設等を選定する。</u></p> <p>イ 合同指導</p>	<p><u>行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。</u></p> <p>第4 指導対象の選定</p> <p>指導は全ての<u>サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。</u></p> <p>(1) <u>集団指導の選定基準</u></p> <p>集団指導の選定については、<u>介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。</u></p> <p>(2) <u>実地指導の選定基準</u></p> <p>ア 一般指導</p> <p>(ア) <u>一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、都道府県及び市町村がサービス事業者等を選定する。</u></p> <p>(イ) <u>その他、都道府県及び市町村が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。</u></p> <p>イ 合同指導</p>

新	旧
<p>合同指導は、一般指導の対象とした<u>介護保険施設等</u>の中から選定する。</p> <p>(3) 都道府県<u>知事</u>及び市町村<u>長</u>の連携 都道府県<u>知事</u>及び市町村<u>長</u>は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び<u>運営</u>指導の実施に努めるものとする。</p>	<p>合同指導は、一般指導の対象とした<u>サービス事業者</u>等の中から選定する。</p> <p>(3) 都道府県及び市町村との連携 都道府県及び市町村は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び<u>実地</u>指導の実施に努めるものとする。</p>
第5 指導方法等	第5 指導方法等
1 集団指導	1 集団指導
<p>(1) 実施通知 都道府県<u>知事</u>及び市町村<u>長</u>は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該<u>介護保険施設等</u>に対して原則として2月前までに通知する。</p> <p>(2) 指導方法 <u>実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、都道府県又は市町村が合同で実施することを検討する。</u> <u>また、都道府県知事又は市町村長が集団指導を実施する場合、その内容について都道府県管内での整合を図る</u></p>	<p>(1) 指導通知 都道府県及び市町村は、<u>指導対象となるサービス事業者等</u>を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該<u>サービス事業者等</u>に通知する。</p> <p>(2) 指導方法 <u>集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。</u> <u>なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。</u></p>

新	旧
<p>ため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。</p> <p>なお、<u>集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。</u></p> <p>2 <u>運営指導</u></p> <p>(1) <u>実施通知</u></p> <p>都道府県<u>知事</u>及び市町村<u>長</u>は、指導対象となる<u>介護保険施設等</u>を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該<u>介護保険施設等</u>に原則として1月前までに通知する。</p> <p>ただし、指導対象となる<u>介護保険施設等</u>において高齢者虐待が疑われる<u>等</u>の理由により、あらかじめ通知したのでは当該<u>介護保険施設等</u>の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営指導の根拠規定及び目的 ② 運営指導の日時及び場所 ③ 指導担当者 ④ 介護保険施設等の出席者（役職名等で可） 	<p>2 <u>実地指導</u></p> <p>(1) <u>指導通知</u></p> <p>都道府県及び市町村は、指導対象となる<u>サービス事業者等</u>を決定したときは、<u>あらかじめ</u>次に掲げる事項を文書により当該<u>サービス事業者等</u>に通知する。</p> <p>ただし、指導対象となる<u>事業所</u>において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該<u>事業所</u>の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する<u>ものとする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実地指導の根拠規定及び目的 ② 実地指導の日時及び場所 ③ 指導担当者 ④ 出席者

新	旧
<p>⑤ 準備すべき書類等</p> <p>⑥ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）</p> <p>（2）指導方法</p> <p>運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。</p> <p>（3）運営指導の留意点</p> <p>ア 所要時間の短縮等</p> <p>運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。</p> <p>イ 同一所在地等の運営指導の同時実施</p> <p>同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。</p> <p>ウ 関連する法律に基づく監査の同時実施</p>	<p>⑤ 準備すべき書類等</p> <p>（2）指導方法</p> <p>実地指導は、別に定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>老人福祉法等介護保険法に関する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、自治体の担当部門間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。</u></p> <p><u>エ 運営指導で準備する書類等</u></p> <p><u>運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、自治体が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。</u></p> <p><u>また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。</u></p> <p><u>オ 利用者等の記録等の確認</u></p> <p><u>利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。</u></p>	

新	旧
<p><u>ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員 1人あたり 1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。</u></p> <p><u>力 事務受託法人等の活用</u></p> <p><u>実施体制等により単独での実施が困難な場合や第3の2（2）で規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、法第24条の2第1項第1号に規定する指定市町村事務受託法人及び法第24条の3第1項第1号に規定する指定都道府県事務受託法人の活用や地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7に規定する機関等の共同設置を行うなど、複数の市町村と合同で実施すること等について検討すること。</u></p> <p><u>(4) 指導結果の通知等</u></p> <p><u>運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。</u></p> <p><u>(5) 報告書の提出</u></p> <p><u>都道府県知事又は市町村長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項について<u>は</u>、文書により報告を求めるものとする。</u></p>	<p><u>（3）指導結果の通知等</u></p> <p><u>実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。</u></p> <p><u>（4）報告書の提出</u></p> <p><u>都道府県又は市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。</u></p>

新	旧
<p>第6 監査への変更</p> <p><u>運営指導を実施</u>中に以下に該当する状況を確認した場合は、<u>運営指導</u>を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行い、<u>事実関係の調査及び確認</u>を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</u> 2 <u>介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</u> 3 <u>不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</u> 4 <u>高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</u> <p>第7 指導にあたっての留意点</p> <p><u>指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。</u> 	<p>第6 監査への変更</p> <p><u>実地指導</u>中に以下に該当する状況を確認した場合は、<u>実地指導</u>を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合</u> (2) <u>報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合</u>
	<u>(新設)</u>

新	旧
<p><u>2 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。</u></p> <p><u>3 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主觀に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。</u></p> <p><u>4 運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。</u></p> <p><u>5 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。</u></p>	

別添2 介護保険施設等監査指針 新旧対照表

新	旧
<p>第1 目的</p> <p>この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、<u>介護保険施設等</u>（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）</p>	<p>第1 目的</p> <p>この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）</p>

新	旧
<p>ービス事業者等」という。)、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者(以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。)、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者(以下「介護老人保健施設開設者等」という。)、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者(以下「介護医療院開設者等」という。)、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者(以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。)、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定介護予防サービス事業者等」という。)、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運</p>	<p>という。)、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者(以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。)、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者(以下「介護老人保健施設開設者等」という。)、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者(以下「介護医療院開設者等」という。)、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従事者であった者(以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。)、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定介護予防サービス事業者等」という。)、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営</p>

新	旧
<p>並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する旧指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「旧指定介護予防サービス事業者等」という。)、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。)及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定介護予防支援事業者等」という。))<u>に対して行う介護給付又は予防給付</u>(以下「介護給付等」という。)に係る<u>サービス</u>(以下「<u>介護給付等対象サービス</u>」といふ。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」といふ。)の請求について行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。</p>	<p>並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する旧指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「旧指定介護予防サービス事業者等」という。)、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。)及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定介護予防支援事業者等」という。)に対して行う介護給付<u>若しくは予防給付</u>(以下「介護給付等」といふ。)に係る<u>居宅サービス等</u>(以下「<u>介護給付等対象サービス</u>」といふ。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」といふ。)の請求について行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。</p>

新	旧
<p>第2 監査方針</p> <p>監査は、<u>介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求</u>について、都道府県<u>知事</u>及び市町村<u>長</u>が条例で定める<u>介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営</u>に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は<u>介護報酬の請求</u>について不正を行っていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「<u>指定基準違反等</u>」という。）、又は<u>介護給付等対象サービスの利用者</u>又は入所者若しくは入居者（以下「<u>利用者等</u>」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「<u>高齢者虐待防止法</u>」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「<u>人格尊重義務違反</u>」という。）において、都道府県又は市町村が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「<u>立入検査等</u>」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。</p>	<p>第2 監査方針</p> <p>監査は、<u>指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、旧指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「<u>サービス事業者等</u>」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、都道府県及び市町村が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は<u>介護報酬の請求</u>について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等（以下「<u>指定基準違反等</u>」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。</u></p>

新	旧
<p>第3 監査対象となる<u>介護保険施設等</u>の選定基準</p> <p>監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は<u>人格尊重義務違反</u>の確認について必要があると認める場合に<u>立入検査等</u>により行う。</p> <p>1 要確認情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報 (2) <u>市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報</u> (3) <u>国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センターへ寄せられる苦情</u> (4) <u>連合会・保険者からの通報情報</u> (5) <u>介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等</u> (6) <u>法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報</u> <p>2 <u>運営指導における情報</u></p> <p><u>法第23条により指導を行った市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反</u></p>	<p>第3 監査対象となる<u>サービス事業者等</u>の選定基準</p> <p>監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う<u>ものとする</u>。</p> <p>1 要確認情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報 (2) <u>国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情</u> (3) <u>連合会・保険者からの通報情報</u> (4) <u>介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者</u> (5) <u>法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報</u> <p>2 <u>実地指導において確認した情報</u></p> <p><u>法第23条及び第24条により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県がサービス事業者等について確認した指定基準違反等</u></p>

新	旧
<p>第4 監査方法等</p> <p>1 指定又は許可の権限がある介護保険施設等に対する監査</p> <p>(1) 実施通知</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第23条及び法第24条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。</p> <p>① 監査の根拠規定</p> <p>② 監査の日時及び場所</p> <p>③ 監査担当者</p> <p>④ 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）</p> <p>⑤ 必要な書類等</p> <p>⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定</p> <p>(2) 情報提供等</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。</p>	<p>第4 監査方法等</p> <p>1 報告等</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。</p> <p>(1) 市町村長による実地検査等</p> <p>市町村長は、指定権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者等（以下「都道府県指定サービス事業者」という。）について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都道府県知事に対し行うものとする。</p> <p>なお、都道府県指定サービス事業者の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。</p> <p>(2) 市町村長は、指定基準違反と認めるときは、文書によつ</p>

新	旧
<p>2 指定権限等が都道府県にある介護保険施設等に対する市町村による監査</p> <p>(1) 実施通知 上記1の(1)に準ずる。</p> <p>(2) 情報提供等 市町村長は、指定又は許可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「都道府県指定サービス事業者」という。）について、監査を行う場合、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。なお、都道府県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。</p> <p>(3) 都道府県への通知</p>	<p>て都道府県に通知を行うものとする。なお、都道府県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。</p> <p>(3) 都道府県知事は前項の通知があったときは、すみやかに以下の4～6に定める措置を取るものとする。</p> <p>2 監査結果の通知等</p> <p>(1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。</p> <p>(2) 報告書の提出 都道府県又は市町村は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。</p> <p>3 都道府県内の連携等</p> <p>(1) 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し、下記4「行政上の措置」を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行うものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、(1)の情報提供を受けた場合には、下記4「行政上の措置」の事務について、都道府県内の標</p>

新	旧
<p><u>市町村長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知する。なお、都道府県と市町村が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。</u></p> <p><u>都道府県知事は、当該通知があったときは、すみやかに、当該都道府県指定サービス事業者に対して監査を実施し、3に定める措置をとるものとする。</u></p>	<p><u>準化等を図る観点から、当該市町村長に助言をする。</u></p>
<p><u>3 行政上の措置</u></p> <p>指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、<u>都道府県知事又は市町村長は法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」</u>の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 勧告</p> <p><u>介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関する事を除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限</u></p>	<p><u>4 行政上の措置</u></p> <p>指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。</p> <p>(1) 勧告</p> <p><u>サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。</u></p> <p><u>これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>内に文書により<u>とった措置について報告を求める。</u></p> <p>(2) 命令</p> <p><u>介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。</u></p> <p><u>なお、命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書により<u>とった措置について報告を求める。</u></u></p>	<p>(2) 命令</p> <p><u>サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</u></p> <p><u>なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。</u></p> <p><u>命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。</u></p>
<p>(3) 指定の取消し等</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等<u>又は人格尊重義務違反の内容等</u>が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第14条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。</p>	<p>(3) 指定の取消等</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、<u>第104条第1項各号、第114条の6、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。</u></p>
<p>(4) 設備の使用制限等</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p><u>都道府県知事は、法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。</u></p>	
<p>(5) <u>変更命令</u></p> <p><u>都道府県知事は、法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるとときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。</u></p>	<u>(新規)</u>
<p>(6) <u>業務運営の勧告、命令等</u></p> <p><u>都道府県知事は、法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができ</u></p>	<u>(新規)</u>

新	旧
<p>る。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。</p> <p>なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に對し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。</p> <p>(7) 許可の取消し等</p> <p>都道府県知事は、法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。</p> <p>(8) その他</p> <p>監査の結果については、文書により通知する。なお、上記（1）～（7）に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記（1）～（7）に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。</p>	
<p>4 聽聞等</p> <p>監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
	<p>5 聽聞等</p> <p>監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取</p>

新	旧
<p>等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。</p> <p>ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。</p>	<p>消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。</p> <p>ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、<u>適用しない</u>。</p>
<h2 style="text-align: center;">5 経済上の措置</h2> <p>（1）<u>不正利得となる返還金の徴収の要請</u></p> <p><u>都道府県知事又は市町村長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。</u></p> <p>（2）<u>返還金の徴収方法</u></p> <p><u>上記（1）の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。</u></p>	<h2 style="text-align: center;">6 経済上の措置</h2> <p>（1）<u>勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。</u></p> <p>（2）<u>命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。</u></p>
<p>第5 <u>監査にあたっての留意事項</u></p> <p>1 <u>都道府県内の連携等</u></p>	<p>第5 <u>その他</u></p> <p>都道府県又は市町村は、法第197条第2項の規定に基づ</p>

新	旧
<p><u>市町村長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し第4の3「行政上の措置」を行う場合には、事前に都道府県知事に情報提供を行うものとし、情報提供を受けた都道府県知事は、当該市町村長に対し必要に応じ助言を行う。</u></p> <p><u>2 厚生労働省への報告</u></p> <p>都道府県又は市町村は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。</p>	<p>き、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。</p>

各都道府県介護保険担当課（室）
各市区町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中
← 厚生労働省 老健局総務課介護保険指導室

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

介護保険施設等運営指導マニュアルについて
(通知) の送付について

計2221枚（本紙を除く）

Vol.1062

令和4年3月31日

厚 生 労 働 省 老 健 局

総務課介護保険指導室

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3957、3958)
FAX : 03-3592-1281

老発0331第7号
令和4年3月31日

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

介護保険施設等運営指導マニュアルについて（通知）

介護保険施設等の指導監督については、令和4年3月31日付け老発0331第6号当職通知により、介護保険施設等指導指針及び介護保険施設等監査指針をお示ししていますが、介護保険施設等指導指針の中で別に定めることとしていた「介護保険施設等運営指導マニュアル」を別添により作成したので通知します。

この運営指導マニュアルは、高齢者の尊厳を保持するために必要なサービスの質の確保と向上に資するため、国及び各自治体が実施する介護保険施設等に対する指導監督の標準的な実施方法を示したものですので、各自治体が実施する指導監督にあたって参考にしてください。

また、管内関係団体、関係機関等に周知をお願いするとともに、各自治体で実施する集団指導や研修等においても、制度管理の適正化、よりよいケアの実現を目指した新たな介護保険施設等の指導監督の趣旨目的についての理解の促進を図るため、幅広く活用してください。

なお、介護保険施設等実地指導マニュアルについて（平成19年2月7日付け老指発第0207001号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）及び介護保険施設等実地指導マニュアル（改訂版）について（平成22年3月31日付け老指発0331第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）は、本通知の発出をもって廃止します。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局総務課介護保険指導室

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について（通知）の送付について

計13枚（本紙を除く）

Vol.1063

令和4年3月31日

厚 生 労 働 省 老 健 局

総務課介護保険指導室

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3957、3958)
FAX : 03-3592-1281

老発0331第8号
令和4年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について（通知）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに限る。以下同じ。）に対する指導監査については、「老人福祉施設に係る指導監査について」（令和3年11月15日老発第1115第4号においてお示ししていますが、今般、別紙のとおりその一部を改正することとしたので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として発出します。

別紙

老人福祉施設に係る指導監査について(令和3年11月15日老発第1115第4号) 別添「老人福祉施設指導監査指針」一部改正

改正後	改正前
<p>別添 老人福祉施設指導監査指針 (中略)</p> <p>第2 指導監査方法等 1. 指導監査の形態等 指導監査は、「一般監査」及び「特別監査」とし、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。 <u>なお、一般監査に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、老人福祉施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。</u> (1) 一般監査 一般監査は、原則として3年に1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し、別紙「確認項目及び確認文書」に基づき行うこととする。ただし、施設の人員、設備及び運営に</p>	<p>別添 老人福祉施設指導監査指針 (中略)</p> <p>第2 指導監査方法等 1. 指導監査の形態等 指導監査は、「一般監査」及び「特別監査」とし、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。</p> <p>(1) 一般監査 一般監査は、原則として3年に1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し、別紙「確認項目及び確認文書」に基づき行うこととする。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義</p>

関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めると
きは、この限りでない。

また、当該監査において問題点等を発見した場合には、
原則によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく
指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉
施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活
介護事業所又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護
事業所である養護老人ホームに対する一般監査は、介護保
険施設等指導指針（「介護保険施設等の指導監督について」
（令和4年3月31日老発0331第6号）別添1）に基
づく指導と併せて行うことができる。

（以下省略）

が生じ詳細を確認する必要があると認めるとときは、この限り
でない。

また、当該監査において問題点等を発見した場合には、原則
によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定
介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である
特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所又は
指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所である養
護老人ホームに対する一般監査は、介護保険施設等指導指針
（「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月
23日老発第1023001号）別添1）に基づく指導と併
せて行うことができる。

（以下省略）

(改正後全文)

老発 1115 第4号
令和3年11月15日

(最終改正)

老発 0331 第8号
令和4年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

老人福祉施設に係る指導監査について（通知）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに限る。以下同じ。）に対する指導監査については、適正な施設運営を図るとともに、指導監査に係る事務負担を軽減し、これを効率的に実施する必要があることから、別添「老人福祉施設指導監査指針」を定めたので、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長におかれては、これを参考に指導監査を実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として発出するものである。

また、本通知の発出に伴い「老人福祉施設に係る指導監査について」（平成12年5月12日老発第481号）は廃止する。

別添

老人福祉施設指導監査指針

第1 目的

この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長（以下「都道府県等」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人福祉施設」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な施設運営を図ることを目的とする。

第2 指導監査方法等

1. 指導監査の形態等

指導監査は、「一般監査」及び「特別監査」とし、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、一般監査に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、老人福祉施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(1) 一般監査

一般監査は、原則として3年に1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し、別紙「確認項目及び確認文書」に基づき行うこととする。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。

また、当該監査において問題点等を発見した場合には、原則によらず必要な都度、一般監査を行うこととする。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホームに対する一般監査は、介護保険施設等指導指針（「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号）別添1）に基づく指導と併せて行うことができる。

(2) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ア. 施設運営に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由が

あるとき

- イ. 最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ウ. 高齢者虐待の疑いがあるとき
- エ. 一般監査によっても是正の改善がみられないとき
- オ. 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

2. 指導監査計画等

(1) 一般監査

老人福祉施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

なお、その際には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する一般監査及び介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定による保険給付に関する文書の提出等及び第24条の規定による介護給付等に関する帳簿書類の提示等及びそれに基づく措置として、介護保険施設及び事業者に対して行う保険給付及び予防給付に係る施設介護サービス費等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求に関する指導を行う場合に、その対象となる施設等が同一所在地や近隣に所在する場合は、自治体の担当部署間で調整を行い、施設を運営する法人の状況を踏まえ同日又は連続した日程で全体の実施計画を策定するよう検討すること。

(2) 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題及び高齢者虐待の疑いを有する老人福祉施設を対象に隨時適切に実施するものとする。

3. 指導監査の実施通知

都道府県等は、指導監査の対象となる老人福祉施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該老人福祉施設の長に通知するものとする。

なお、特別監査については、あらかじめ通知したのでは当該施設の状況を確認することができないと認められる場合は、監査開始時に通知する。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

第3 指導監査後の措置

1. 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

2. 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

3. 改善命令等

上記1の通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、老人福祉法第19条の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

4. 改善状況の確認

上記1の改善を要すると認められた事項については、必要の都度、一般監査を実施し、確認するものとする。

第4 その他

都道府県等は、指導監査の状況について、別に定めることにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。

別紙

確認項目及び確認文書

確認項目			確認文書
人員	職員の配置 (養第12条) (特第12条、第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に対し、職員数は適切であるか ・必要な専門職が揃っているか ・専門職は必要な資格を有しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員の資格証
設備	設備 (養第3条、第4条、第11条) (特第3条、第4条、第11条、第35条、第55条、第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に沿った仕様になっているか 【目視】 	・平面図
運営	運営規程 (養第7条) (特第7条、第34条)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営における重要事項（別表）について定めているか 	・運営規程
非常災害対策	非常災害対策 (養第8条) (特第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・非常災害時の連絡網等は用意されているか ・防火管理に関する責任者を定めているか ・消火・避難訓練を実施しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出 ・消防用設備点検の記録
記録	記録 (養第9条) (特第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか ・日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・処遇に関する記録 ・業務日誌

	しているか	・モニタリングシート
施設長 (養第12条) (特第6条、 第12条、第56 条)	・施設長は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	・施設長の雇用形態が分かる文書 ・施設長の勤務実績表／タイムカード
入退所 (養第14条) (特第13条)	・入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか ・入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種（生活相談員、介護職員、看護職員等）で定期的に協議・検討しているか	・アセスメントシート ・モニタリングシート ・施設サービス計画 ・入所検討委員会会議録
処遇に関する 計画 (養第15条) (特第14条)	・入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか ・処遇に関する計画を本人や家族に説明し、同意を得ているか ・達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が立てられているか	・処遇に関する (施設サービス) 計画 (入所者又は家族の署名、捺印若しくは電磁的記録により同意があつたことがわかるもの) ・サービス提供記録 ・処遇に関する記録
処遇方針 (養第16条) (特第15条、 第36条)	・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行っていないか ・身体拘束等の適正化を図っているか（身体拘束を行わない体制づくりを進める策を講じているか） ・やむを得ず身体拘束をしている場	・身体的拘束廃止に関する（適正化のための）指針 ・身体的拘束の適正化 検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会

	合、家族等に確認をしているか	議事録 ・(身体拘束がある場合)入所者の記録、家族への確認書
介護 (特第 18 条、第 37 条、第 57 条、第 62 条)	・入浴回数は適切か、褥瘡予防体制は整備されているか	・サービス提供記録／業務日誌
入所者の入院期間中の取扱い (特第 22 条)	・概ね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときに適切な便宜を供与しているか	・サービス提供記録／業務日誌
緊急時等の対応 (特第 22 条の 2)	・緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・緊急事態が発生した場合、速やかに配置医師と連携をとっているか	・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
勤務体制の確保等 (養第 23 条) (特第 24 条、第 40 条)	・職員の勤務体制が定められているか ・サービス提供は施設の職員によって行われているか(養護老人ホームを除く) ・入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか(同上) ・資質向上のために研修の機会を確保しているか ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか ・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	・雇用の形態(常勤・非常勤)がわかる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
業務継続計画の策定等 (養第 23 条)	・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な	・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録

の 2) (特第 24 条 の 2)	措置を講じているか ・職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・計画の見直しを行っているか	
定員の遵守 (特第 25 条、 第 41 条)	・入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っていないか	・業務日誌 ・国保連への請求書控え
衛生管理等 (養第 24 条) (特第 26 条)	・必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか ・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回開催しているか ・職員の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか	・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の記録
秘密保持等 (養第 26 条) (特第 28 条)	・個人情報の利用に当たり、入所者及び家族から同意を得ているか ・退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか	・個人情報同意書 ・職員の秘密保持誓約書
苦情処理 (養第 27 条) (特第 29 条)	・苦情受付の窓口があるか ・苦情の受付、内容等を記録、保管しているか ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか	・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
事故発生の防 止及び発生時 の対応 (養第 29 条) (特第 31 条)	・事故が発生した場合の対応方法は定まっているか ・市町村、家族等に報告しているか ・事故状況、対応経過が記録されているか	・事故発生の防止のための指針 ・事故対応マニュアル ・市町村、家族等

	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか ・再発防止のための取組を行っているか ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<p>への報告記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・事故発生防止のための委員会議事録 ・研修の記録 ・担当者を設置したことが分かる文書
虐待の防止 (養第 30 条) (特第 31 条 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか ・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか ・職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

注 1) (養第〇条) は養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）の該当条項

注 2) (特第〇条) は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）の該当条項

注 3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）附則により施行期日の定めがある事項に係る確認項目及び確認文書の取扱いは次のとおりとする。

ア 「勤務体制の確保等」のうち認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置に係る事項、「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」のうち訓練の記録に係る事項、「虐待の防止」

令和 6 年 4 月 1 日より適用（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

イ 「事故発生の防止及び発生時の対応」のうち担当者の設置に係る事項

令和 3 年 10 月 1 日より適用（令和 3 年 9 月 30 日までは努力義務）

別表

	養護老人ホーム (養第7条)	特別養護老人ホーム (特第7条) 地域密着型特別養護 老人ホーム(第59条 準用)	ユニット型地域密着 型特別養護老人ホー ム(特第34条) ユニット型地域密着 型特別養護老人ホー ム(第63条準用)
運営規程	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の待遇の内容 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 非常災害対策 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 8. その他施設の運営に関する重要な事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入所定員 4. 入所者の待遇の内容及び費用の額 5. 施設の利用に当たっての留意事項 6. 緊急時等における対応方法 7. 非常災害対策 8. 虐待の防止のための措置に関する事項 9. その他施設の運営に関する重要な事項	1. 施設の目的及び運営の方針 2. 職員の職種、数及び職務の内容 3. 入居定員 4. ユニットの数、ユニットごとの入居定員 5. 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額 6. 施設の利用に当たっての留意事項 7. 緊急時等における対応方法 8. 非常災害対策 9. 虐待の防止のための措置に関する事項 10. その他施設の運営に関する重要な事項

注) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）附則により施行期日の定めがある「虐待の防止のための措置に関する事項」については、令和6年4月1日より適用（令和6年3月31日までは努力義務）

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中
← 厚生労働省 老健局総務課介護保険指導室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」の一部改正についての送付について

計11枚（本紙を除く）

Vol.1064

令和4年3月31日

厚 生 労 働 省 老 健 局
総務課介護保険指導室

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線3957, 3958)

FAX : 03-3592-1281

老発0331第9号
令和4年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」の一部改正について

都道府県知事が、市町村長（指定都市及び中核市の長を除く。）が行う地域密着型サービス等の指定及び指導監督等の事務について、報告を求め、又は助言若しくは勧告を行う際は、「市町村指導実施指針」（平成27年3月10日老発0310第2号）を参考に実施されるようお願いしているところですが、今般、介護保険施設等の指導監督について（令和4年3月31日付け老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）の別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」を新たに定めたことに伴い、別紙のとおり一部改正することとしたので、通知します。

別添 市町村指導実施指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 指導方法等</p> <p>1 指導形態 市町村指導の形態は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>① 集団指導 集団指導は、都道府県が管内の市町村に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。</p> <p>② <u>事務指導</u> <u>事務指導</u>は、都道府県が対象となる市町村を訪問し、当該市町村職員との面談等の方法により行う。</p> <p>③ 合同指導 合同指導は、都道府県が<u>事務指導</u>の対象となる市町村と合同で、当該市町村が指定等を行う介護サー</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 指導方法等</p> <p>1 指導形態 市町村指導の形態は、<u>次のとおりとし、②と③はあわせて行うことを原則とする。</u></p> <p>① 集団指導 集団指導は、都道府県が管内の市町村に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。</p> <p>② <u>実地指導</u> <u>実地指導</u>は、都道府県が対象となる市町村を訪問し、当該市町村職員との面談等の方法により行う。</p> <p>③ 合同指導 合同指導は、都道府県が<u>実地指導</u>の対象となる市町村と合同で、当該市町村が指定等を行う介護サービス</p>

改正後	改正前
<p>ビス事業者の事務所を訪問し、当該事業者の職員等との面談等の方法により行う。</p> <p>2 集団指導の実施方法</p> <p>(1) 指導対象の選定</p> <p>集団指導は、原則、管内の全市町村を対象とする。ただし、指導内容又は地域区分等に応じて、対象となる市町村を選定しても差し支えない。</p> <p>(2) 指導通知</p> <p>都道府県は、指導対象となる市町村を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該市町村に<u>原則として2月前までに通知する。</u></p> <p>(3) 指導方法</p> <p>集団指導は、以下の内容について、講習等の方式で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が行う事務の適正な執行に関すること ② 制度改正の内容 ③ 介護サービスの質の向上に関すること ④ 過去の<u>事務</u>指導、合同指導等の事例 	<p>事業者の事務所を訪問し、当該事業者の職員等との面談等の方法により行う。</p> <p>2 集団指導の実施方法</p> <p>(1) 指導対象の選定</p> <p>集団指導は、原則、管内の全市町村を対象とする。ただし、指導内容又は地域区分等に応じて、対象となる市町村を選定しても差し支えない。</p> <p>(2) 指導通知</p> <p>都道府県は、指導対象となる市町村を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該市町村に<u>通知する。</u></p> <p>(3) 指導方法</p> <p>集団指導は、以下の内容について、講習等の方式で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村が行う事務の適正な執行に関すること ② 制度改正の内容 ③ 介護サービスの質の向上に関すること ④ 過去の<u>実地</u>指導、合同指導等の事例

改正後	改正前
<p>⑤ 過去の介護サービス事業者等の処分の事例</p> <p>⑥ 業務管理体制の整備に関すること</p> <p>⑦ 関係する他制度の概要等その他市町村の参考となること</p>	<p>⑤ 過去の介護サービス事業者等の処分の事例</p> <p>⑥ 業務管理体制の整備に関すること</p> <p>⑦ 関係する他制度の概要等その他市町村の参考となること</p>
<p>(4) 留意事項</p> <p>集団指導に欠席した市町村には、当日使用した必要書類を送付する等の方法により、必要な情報提供に努めるものとする。</p>	<p>(4) 留意事項</p> <p>集団指導に欠席した市町村には、当日使用した必要書類を送付する等の方法により、必要な情報提供に努めるものとする。</p>
<p>3 事務指導の実施方法等</p> <p>(1) 指導対象の選定</p> <p><u>事務指導は、運営指導や監査の実施状況等を踏まえ、指導の平準化の観点から指導対象となる市町村を選定することにより実施するなど、都道府県の実情に応じて取り組むものとする。</u></p> <p>なお、都道府県が必要と認めたときは、隨時、指導対象となる市町村を選定し、実施することができる。</p>	<p>3 実地指導の実施方法等</p> <p>(1) 指導対象の選定</p> <p><u>実地指導は、人口、事業所数、老人保健福祉圏域等などの地理状況、指導実施の有無又は過去の指導実績等を勘案した上、指導の標準化等の観点から指導対象となる市町村を選定することにより実施するなど、都道府県の実情に応じて取り組むものとする。</u></p> <p>なお、都道府県が必要と認めたときは、隨時、指導対象となる市町村を選定し、実施することができる。</p>
<p>(2) 指導通知</p> <p>都道府県は、指導対象となる市町村を決定したと</p>	<p>(2) 指導通知</p> <p>都道府県は、指導対象となる市町村を決定したと</p>

改正後	改正前
<p>きは、あらかじめ以下の事項を文書により<u>原則として</u>1月前までに当該市町村に対して通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事務指導の根拠規定及び目的 ② 事務指導の日時及び場所 ③ 指導担当者 ④ 準備すべき書類等 	<p>きは、あらかじめ以下の事項を文書により<u>当該市町村に</u>通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実地指導の根拠規定及び目的 ② 実地指導の日時及び場所 ③ 指導担当者 ④ 準備すべき書類等
<p>(3) 指導方法</p> <p><u>事務</u>指導は、以下の内容について、関係書類等を基に関係者から説明を求め面談等の方式で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護サービス事業者の指定及び指導監督等の事務体制 ② 介護サービス事業者の指定等の状況 ③ 介護サービス事業者に対する指導の状況 ④ 介護サービス事業者に対する監査及び処分等の状況 ⑤ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備等の状況 ⑥ その他①から⑤に関して市町村が取り組んでいること等 	<p>(3) 指導方法</p> <p><u>実地</u>指導は、以下の内容について、関係書類等を基に関係者から説明を求め面談方式で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護サービス事業者の指定及び指導監督等の事務体制 ② 介護サービス事業者の指定等の状況 ③ 介護サービス事業者に対する指導の状況 ④ 介護サービス事業者に対する監査及び処分等の状況 ⑤ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備等の状況 ⑥ その他①から⑤に関して市町村が取り組んでいること等
<p>(4) 指導結果の通知等</p>	<p>(4) 指導結果の通知等</p>

改正後	改正前
<p><u>事務指導の結果、改善を要すると認められた事項</u>については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。</p>	<p><u>実地指導の結果、改善を要すると認められた事項</u>については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。</p>
<p>(5) 報告書の提出</p> <p>都道府県は、当該市町村に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。</p>	<p>(5) 報告書の提出</p> <p>都道府県は、当該市町村に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。</p>
<p>4 合同指導の実施方法等</p> <p>合同指導については、「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知)の別添1「介護保険施設等指導指針」に基づき実施する。</p>	<p>4 合同指導の実施方法等</p> <p>合同指導については、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)の別添1「介護保険施設等指導指針」に基づき実施する。</p>
<p>第3 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県は、重点的かつ効率的な指導を行えるよう、年度ごとに重点指導事項、指導対象選定方針、集団指導・<u>事務指導</u>の実施手法について検討すること。 2 都道府県及び市町村は、例えば市町村が介護サービス事業者の処分を行う場合に、市町村から都道府県に情報提供するとともに、都道府県から市町村に必要な 	<p>第3 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県は、重点的かつ効率的な指導を行えるよう、年度ごとに重点指導事項、指導対象選定方針、集団指導・<u>実地指導</u>の実施手法について検討すること。 2 都道府県及び市町村は、例えば市町村が介護サービス事業者の処分を行う場合に、市町村から都道府県に情報提供するとともに、都道府県から市町村に必要な

改正後	改正前
<p>助言を行うなど、日頃より十分な連携を図りながら、業務を行うこと。</p> <p>3 都道府県は、市町村が行う指導監督等の事務の<u>平準化</u>を図る観点から、<u>第2の1指導形態</u>のほか、下記の<u>支援の実施</u>についても検討すること。</p> <p>① 市町村用の指導監督マニュアルの作成・配布</p> <p>② 市町村指導監督職員を対象にした研修会の実施</p> <p>③ 都道府県が行う居宅サービス事業者、介護保険施設等に対する指導又は監査に市町村職員の同行を求めること。</p>	<p>助言を行うなど、日頃より十分な連携を図りながら、業務を行うこと。</p> <p>3 都道府県は、市町村が行う指導監督等の事務の<u>標準化</u>を図る観点から、<u>集団指導、実地指導若しくは合同指導</u>に加え、又はこれらに代えて、①市町村用の指導監督マニュアルの作成・配布、②市町村指導監督職員を対象にした研修会の実施、③都道府県が行う居宅サービス事業者、介護保険施設等に対する指導又は監査に市町村職員の同行を求めること又は合同指導等の実施等の市町村に対する支援についても検討すること。</p>

(改正後全文)

老発0310第2号
平成27年3月10日

最終改正
老発第0331第9号
令和4年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長

市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)において介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容については、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法等の一部改正について」(平成26年6月10日老発0610第12号)で周知しているところですが、今後、都道府県知事が、市町村長(指定都市及び中核市の長を除く。)が行う地域密着型サービス等の指定及び指導監督等の事務について、報告を求め、又は助言若しくは勧告を行う際は、別添「市町村指導実施指針」を参考にして実施されるようお願いします。

市町村指導実施指針

第1 目的

この指導指針は、都道府県が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第197条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）が行う介護サービス事業者（地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者並びに都道府県知事より居宅サービス事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者の指定及び指導監督等の事務について市町村長に権限移譲されている場合には、当該移譲されているサービスを含む。以下同じ。）に係る指定及び指導監督等の事務に関して、報告を求め、又は助言若しくは勧告を行うこと（以下「市町村指導」という。）について、基本的事項を定めることにより、介護保険制度の適正な運営の確保並びに介護サービス事業者が提供する介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方法等

1 指導形態

市町村指導の形態は、次のとおりとする。

① 集団指導

集団指導は、都道府県が管内の市町村に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

② 事務指導

事務指導は、都道府県が対象となる市町村を訪問し、当該市町村職員との面談等の方法により行う。

③ 合同指導

合同指導は、都道府県が事務指導の対象となる市町村と合同で、当該市町村が指定等を行う介護サービス事業者の事務所を訪問し、当該事業者の職員等との面談等の方法により行う。

2 集団指導の実施方法

（1）指導対象の選定

集団指導は、原則、管内の全市町村を対象とする。ただし、指導内容又は地域区分等に応じて、対象となる市町村を選定しても差し支えない。

（2）指導通知

都道府県は、指導対象となる市町村を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該市町村に対して原則として2月前までに通知する。

(3) 指導方法

集団指導は、以下の内容について、講習等の方式で行う。

- ① 市町村が行う事務の適正な執行に関すること
- ② 制度改正の内容
- ③ 介護サービスの質の向上に関すること
- ④ 過去の事務指導、合同指導等の事例
- ⑤ 過去の介護サービス事業者等の処分の事例
- ⑥ 業務管理体制の整備に関すること
- ⑦ 関係する他制度の概要等その他市町村の参考となること

(4) 留意事項

集団指導に欠席した市町村には、当日使用した必要書類を送付する等の方法により、必要な情報提供に努めるものとする。

3 事務指導の実施方法等

(1) 指導対象の選定

事務指導は、運営指導や監査の実施状況等を踏まえ、指導の平準化の観点から指導対象となる市町村を選定することにより実施するなど、都道府県の実情に応じて取り組むものとする。

なお、都道府県が必要と認めたときは、隨時、指導対象となる市町村を選定し、実施することができる。

(2) 指導通知

都道府県は、指導対象となる市町村を決定したときは、あらかじめ以下の事項を文書により原則として1ヶ月前までに当該市町村に対して通知する。

- ① 事務指導の根拠規定及び目的
- ② 事務指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 準備すべき書類等

(3) 指導方法

事務指導は、以下の内容について、関係書類等を基に関係者から説明を求め面談等の方式で行う。

- ① 介護サービス事業者の指定及び指導監督等の事務体制
- ② 介護サービス事業者の指定等の状況
- ③ 介護サービス事業者に対する指導の状況
- ④ 介護サービス事業者に対する監査及び処分等の状況
- ⑤ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備等の状況
- ⑥ その他①から⑤に関して市町村が取り組んでいること等

(4) 指導結果の通知等

事務指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(5) 報告書の提出

都道府県は、当該市町村に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

4 合同指導の実施方法等

合同指導については、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）の別添1「介護保険施設等指導指針」に基づき実施する。

第3 留意事項

- 1 都道府県は、重点的かつ効率的な指導を行えるよう、年度ごとに重点指導事項、指導対象選定方針、集団指導・事務指導の実施手法について検討すること。
- 2 都道府県及び市町村は、例えば市町村が介護サービス事業者の処分を行う場合に、市町村から都道府県に情報提供するとともに、都道府県から市町村に必要な助言を行うなど、日頃より十分な連携を図りながら、業務を行うこと。
- 3 都道府県は、市町村が行う指導監督等の事務の平準化を図る観点から、第2の1指導形態のほか、下記の支援の実施についても検討すること。
 - ① 市町村用の指導監督マニュアルの作成・配布
 - ② 市町村指導監督職員を対象にした研修会の実施
 - ③ 都道府県が行う居宅サービス事業者、介護保険施設等に対する指導又は監査に市町村職員の同行を求めること。